

答弁書第三五五号

内閣参質一八九第三五五号

平成二十七年十月六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

参議院議員小西洋之君提出駆け付け警護における自衛隊の装備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出駆け付け警護における自衛隊の装備に関する質問に対する答弁書

一について

国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の装備については、平成二十七年九月十九日に成立した我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十六号）による改正後の国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第六条第四項の規定に従い、また、国際連合からの要望や現地の状況等を総合的に勘案した上で、個別具体的に判断する必要があるため、同法第三条第五号ラに掲げる業務を行うか否かということのみをもつて比較することは困難である。

二について

お尋ねの「戦闘が自己保存のための必要最小限度に収まるようにする」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

